



松田山ハーブフェスティバル



3回目を迎える「松田山ハーブフェスティバル」。園内では19人のハーブガーデン従事者による手入れが進んでいます。ハーブは181種16500本に増え、みなさんのご来場をお待ちしています。

問合せ 松田山ハーブガーデン ☎85・1177

6月5日(土)～20日(日) 午前9時～午後4時 期間中無休



期間中、ふるさと鉄道は土曜日・日曜日の午前9時～午後4時30分運行。ハーブガーデンのある西平畑公園は、期間中の平日も駐車料金500円(1台1回)。



ハーブ館2階の工房ではミニリースづくり(直径13cm) 午前9時～午後3時 1,500円



ハーブ館3階のレストランではハーブを取り入れた食事が楽しめます



期間中、毎日先着100名にハーブの苗をプレゼント(小学生以上)



地場産品の直売



あしがら花まつり
広域行政の一環として、ふるさと足柄ネットワーク推進協議会(足柄上行政センター企画調整課内)では「松田山ハーブフェスティバル」と、開成町で開催される「あじさい祭」と合わせて、12日(土)から20日(日)まで「あしがら花まつり」としてPRしています。
期間中、新松田駅南口、ハーブガーデン、開成町あじさいの里、開成駅西口を結ぶ無料シャトルバスが、約30分おきに運行されます。ご利用ください。

あじさい祭問合せ
開成町経済課 ☎84・0317
テレホンサービス ☎84・0311
無料シャトルバス問合せ
ふるさと足柄ネットワーク推進協議会
☎83・5111

事務監査請求の結果が示される

本紙 3 月号でお伝えした、「町議会議員の報酬と諸手当に係る事務監査請求」の監査結果が、5 月 13 日に町監査委員より請求代表者、町長、町議会議長に対し、通知、報告されました。

常勤特別職にあつては議員のようには月額報酬がないため、3 時間以下は 4400 円、以上は 8800 円の高い日額報酬が支給される。月額報酬が支給される議員が、非常勤特別職として出席し、同じ非常勤の低い日額報酬を支給されるのは、整合性に問題がある。行政改革や、補助金見直しの前に、まず住民から選出された議員が率先して改革に取り組むべきであるとの主張。

④ そもそも審議会、諮問機関、協議会等は、地方自治法第 138 条の 4 の行政の付属機関であつて、そこに最終議決機関の一員である議員が参加するのは、議員が入り口から出口まで携わることになり、議決機関と執行機関の独立と相互けん制を基本原理とする民主主義の精神に反するものであり、行政権の独立を侵害し、住民の声を圧迫している。実態を明らかにし改善を勧告されたいとの主張。

⑤ 議員の職務に必要と認められる範囲内で行われる 2 つの会議の費用弁償の重複を避ける調整規定を条例で定めることが合理的であると判断する。

⑥ 請求には合理性がないと判断する。

⑦ 法定以外の各種審議会等に議員が参加することをもって直ちに行政権の独立を侵害し不当であるとはいえないと判断する。

⑧ 議員協会は「議会運営基準」で議長の裁量により開催することができることになっている。この議長の裁量権について、その逸脱や濫用があつたとは認められないが、費用弁償が支給される議員協会は、議会の機能を適切に果たすための合理的な目的がある場合に限り合理的な目的に則して、慎重な配慮を要請する。

⑨ 今回の監査結果に基づき、監査委員の判断として町長及び議会議長に対して、次の事項の要請がありました。

⑩ 議員協会は「議会運営基準」で議長の裁量により開催することができることになっている。この議長の裁量権について、その逸脱や濫用があつたとは認められないが、費用弁償が支給される議員協会は、議会の機能を適切に果たすための合理的な目的がある場合に限り合理的な目的に則して、慎重な配慮を要請する。

請求の要旨

① 地方自治法第 203 条について、行政実例で「議会閉会中の委員会や、議員協議会に出席したものに対しては、いずれも費用弁償を支給すべきではない」と等の国の判断があるにもかかわらず、松田町の議会議員については、閉会中も支給されていると思われる。違法であるとの主張。

② 松田町議会議員については、条例に基づき、報酬や費用弁償が支給されているが、議会の議員であつて、しかも、非常勤特別職に当てられている議員については「松田町特別職の職員で非常勤のものに報酬及び費用弁償等に関する条例」で、重ねて手当が支給されていると思われる。しかし、議会議員の費用弁償等（特に日当額）と非常勤特別職の日額報酬が同日に重複して支給されたり、同日開催の複数の非常勤特別職の報酬が重複支給されていないか。その事実があれば回復措置を講じられたいとの主張。

③ 重複支給がないとしても、条例で議員は月額報酬が支給され、更に議会等に出席した場合、日当額が 2700 円の費用弁償が支給されるが、非

常勤特別職にあつては議員のようには月額報酬がないため、3 時間以下は 4400 円、以上は 8800 円の高い日額報酬を支給される議員が、非常勤特別職として出席し、同じ非常勤の低い日額報酬を支給されるのは、整合性に問題がある。行政改革や、補助金見直しの前に、まず住民から選出された議員が率先して改革に取り組むべきであるとの主張。

④ そもそも審議会、諮問機関、協議会等は、地方自治法第 138 条の 4 の行政の付属機関であつて、そこに最終議決機関の一員である議員が参加するのは、議員が入り口から出口まで携わることになり、議決機関と執行機関の独立と相互けん制を基本原理とする民主主義の精神に反するものであり、行政権の独立を侵害し、住民の声を圧迫している。実態を明らかにし改善を勧告されたいとの主張。

⑤ 議員の職務に必要と認められる範囲内で行われる 2 つの会議の費用弁償の重複を避ける調整規定を条例で定めることが合理的であると判断する。

⑥ 請求には合理性がないと判断する。

⑦ 法定以外の各種審議会等に議員が参加することをもって直ちに行政権の独立を侵害し不当であるとはいえないと判断する。

⑧ 議員協会は「議会運営基準」で議長の裁量により開催することができることになっている。この議長の裁量権について、その逸脱や濫用があつたとは認められないが、費用弁償が支給される議員協会は、議会の機能を適切に果たすための合理的な目的がある場合に限り合理的な目的に則して、慎重な配慮を要請する。

監査委員の結論

監査にあたり、町長部局、教育委員会及び議会事務局等に対し、事務監査請求に係る関係書類及び資料の提出と関係者からの説明が求められ、事実の確認が行われました。

① 議会閉会中の議員協議会の出席者に費用弁償を支給することをもち、直ちにすべて違法、不当とはいえないと判断する。

ただし、議会閉会中の議員協議会の出席者に費用弁償を支給するためには、議会活動

のひとつの形態として、その開催に当たつて議会の機能を適切に果たすための目的性、必要性を十分かつ慎重に検討しなければならない。

また、「松田町議会広報発行規程」に基づく議会広報委員会委員に対する費用弁償の支給は、根拠をもたないもので、その救済措置として条例化を図られたい。

この場合の報酬額は、議員の費用弁償額との整合性が考慮されなければならない。

監査委員からの要請

今回の監査結果に基づき、監査委員の判断として町長及び議会議長に対して、次の事項の要請がありました。

① 議員協会は「議会運営基準」で議長の裁量により開催することができることになっている。この議長の裁量権について、その逸脱や濫用があつたとは認められないが、費用弁償が支給される議員協会は、議会の機能を適切に果たすための合理的な目的がある場合に限り合理的な目的に則して、慎重な配慮を要請する。

② 議員協会は「議会運営基準」で議長の裁量により開催することができることになっている。この議長の裁量権について、その逸脱や濫用があつたとは認められないが、費用弁償が支給される議員協会は、議会の機能を適切に果たすための合理的な目的がある場合に限り合理的な目的に則して、慎重な配慮を要請する。

③ 議員協会は「議会運営基準」で議長の裁量により開催することができることになっている。この議長の裁量権について、その逸脱や濫用があつたとは認められないが、費用弁償が支給される議員協会は、議会の機能を適切に果たすための合理的な目的がある場合に限り合理的な目的に則して、慎重な配慮を要請する。

④ 今回の監査結果に基づき、監査委員の判断として町長及び議会議長に対して、次の事項の要請がありました。

⑤ 議員協会は「議会運営基準」で議長の裁量により開催することができることになっている。この議長の裁量権について、その逸脱や濫用があつたとは認められないが、費用弁償が支給される議員協会は、議会の機能を適切に果たすための合理的な目的がある場合に限り合理的な目的に則して、慎重な配慮を要請する。

⑥ 今回の監査結果に基づき、監査委員の判断として町長及び議会議長に対して、次の事項の要請がありました。

⑦ 今回の監査結果に基づき、監査委員の判断として町長及び議会議長に対して、次の事項の要請がありました。

⑧ 今回の監査結果に基づき、監査委員の判断として町長及び議会議長に対して、次の事項の要請がありました。

⑨ 今回の監査結果に基づき、監査委員の判断として町長及び議会議長に対して、次の事項の要請がありました。

90 周年を迎えた松田町

明治 42 年に誕生した松田町は、今年で町政施行 90 周年を迎えました。ひとつの節目となる年ですが、長引く景気低迷などにより厳しい財政状況が続いているため、特別な行事は開催しません。記念事業として、町を紹介する「町勢要覧」を作成し、11 月に町内の全戸に配布する予定です。また、次の各スポーツイベントに「町政施行 90 周年」の名を付けて開催し、90 周年を PR します。

- 町民ゴルフ大会 5 月 20 日実施
- フットサル大会 (ミニサッカー) 6 月 6 日
- 町民体育大会 10 月 10 日
- ゲートボール大会 10 月 17 日

● 松田町誕生ミニヒストリー

- 明治 8 年 寄地区の 7 か村が合併し寄村になる
- 明治 22 年 松田惣領、松田庶子、神山村が合併し、松田村になる
- 明治 42 年 町政を施行し松田町になる
- 昭和 30 年 松田町と寄村が合併して新町が誕生

57%が使われました

地域振興券の使用状況

3 月 23 日の交付から、約 2 か月が経過した地域振興券 (振興券) の使用状況をお知らせします。

振興券を取り扱う事業所として登録済みの 229 店で使用された振興券は、随時町内の 5 つの金融機関に持ち込まれます。その振興券は金融機関で取りまとめられ、原則として毎月 1 日と 15 日に役場へ届けられます。役場で枚数を確認後、商店などが開設している金融機関の口座に算出した金額を振り込みます。

本町では、15 歳以下の子ども 2117 人の世帯主 1223 人、扶養を受けていない 65 歳以上の高齢者 776 人、そのほか高齢福祉年金などの受給者 243 人の合計 3136 人に対して、振興券 6272 万円分を交付しました。5 月 17 日現在、その約 57%にあたる 3597 万円分の振興券が回収されています。

振興券の再発行は出来ませ

んで、管理には十分気を付けてください。なお、使用期限は今年の 9 月 22 日までです。なお忘れなく。

担当 企画財政課 企画班
☎ 83・1222

町政モニターを委嘱

町政をより効果的に運営することを目的に、昨年、新たに制定した町政モニター制度。今年度は、次の 7 人の方々が町政モニターに決まりました (敬称略)。

5 月 26 日に、委嘱式を兼ねた第 1 回目の会議を開催しました。

- 竹内信行 (町屋)
- 遠藤三枝 (町屋)
- 日比野郁子 (河内)
- 草門信也 (河内)
- 横山ミサヲ (神山)
- 山口純夫 (湯の沢)
- 久米春美 (弥勒寺)

担当 企画財政課 企画班
☎ 83・1222

非常時に備える消防団

新分団長、着任

5 月 1 日付けで、町消防団の団員 11 人が入れ替わりました。これに伴い、8 個分団のうち次の 5 つの分団で分団長が交代しました。(敬称略)

- 第 1 分団 辻村彰秀
- 第 3 分団 宮内雅弘
- 第 4 分団 鍵和田政雄
- 第 5 分団 飯田正志
- 第 7 分団 曾我威雄

● 消防団には、第 1 から第 4、第 6 と第 7 分団に消防ポンプ自動車を、第 5 と第 8 分団には積載車に可搬式の動力ポンプを配備しています。非常時にこれらのポンプを有効に使うための検査を、5 月 23

日、足柄上消防組合の協力により実施しました。各分団の日ごろの整備点検が的確に行われているため、検査の結果は良好でした。

検査終了後には、新入団員を中心に、指揮官の号令の元、礼式訓練を行いました。

なお、今年には既に町内で 3 件の建物火災が発生し、5 名の尊い命と貴重な財産が失われています (5 月 20 日現在)。また、近隣の町でも不審火と思われる火災が連続して発生しています。火の元の管理はもろろん、家のまわりに燃えやすいものを放置することがないよう注意しましょう。

担当 庶務課 防災交通班
☎ 83・1221

住み良い松田町のために



町民意識調査にご協力を

6 月 1 日から自治会・区役員に配布をお願いしている、世帯主が 20 歳以上の全世帯を対象としたアンケート「町民意識調査」にご協力ください (一部の方は、民生委員により実施)。

アンケート用紙は、16 日 (水) から 22 日 (火) まで、地域の組長が回収に伺います。お留守の場合は、28 日 (月) までに組長宅へお届けください。(自治会・区未加入の世帯は、郵送により実施)

担当 企画財政課 企画班 ☎ 83・1222

図書館 だより



今月の行事

おはなし会 1日(火)、8日(火)、15日(火)
午後3時30分～4時

休館日 毎週月曜日

寄出張所図書館 毎週水曜日午後1時～4時

新着図書

一般書

「定年後」 岩波書店編集部
「平成お散歩日記」 宮部みゆき
「老兵に手を出すな」 赤川次郎
「ピーターパン探し」 阪田寛夫
「スズメバチの巣」 P・コーンウェル
「イギリス家庭のガーデニングアイデア200」 今井由美子
「コスメティック」 林真理子
「ちん・ちん・ちん」 花村萬月
「犬のいる暮らし」 中野孝次
「修道士マウロの地図」 J・カウアン
「人間というもの」 司馬遼太郎
「田舎暮らしの達人たち」 岡村健
「女たちの静かな革命」 日本経済新聞社

【今月の1冊】

「学校崩壊」 河上亮一

近年、大きくクローズアップされている学校教育の危機。30年間現場の教師として、生徒と真剣に向き合ってきた著者が語る学校の現状と再生への展望。教育のあり方を問う渾身の書。



児童書

「みちるのアメリカ留学記」 ショート・みちる
「ソングのひと夏」 R・サバティエ
「とべ明日へ」 灰谷健次郎
「トランプは王さまぬき」 寺村輝夫
「へんしんのうじょう」 L・エイラト
「わたしのおへやりよこう」 かわかみたかこ

【今月の1冊】

「開拓時代の生活図鑑」 B・グリーンウッド

手づくりチーズの作り方、開拓時代の魚の釣り方、天気の見方、森で迷ったときの対処法など、カナダ開拓民の生活読本。大人が読んでも楽しめます。



*以上は、新着図書195冊のうちの抜粋です。展示・予約は8日(火)、貸出は15日(火)から受け付けます。



あこがれのJリーグのピッチで親善試合

5月3日(月)、酒匂川町民親水広場で、松田イレブンサッカークラブ(以下「松田イレブン」)とベルマール平塚ユース(以下平塚ユース)が親善試合を行いました。平塚ユースはJリーグに所属する、ベルマール平塚のジュニアチーム(小学6年生)です。

名門チームと試合ができるのは、松田イレブンの役員・父母会では、少しでも良い状態のグラウンドで試合をさせたいと、3日間にわたり芝刈り・草刈り・機械ローラーによる整地・砂入れを行いました。整備されたグラウンドで行われた2試合は、いずれも接戦となり3対4、3

ベルマール平塚ユースを迎え善戦



グラウンド整備を進める役員・父母会

スポーツ大会の結果

第19回町民バドミントン大会
月日 4月25日(日)

- 場所 松田中学校体育館
主催 町体育協会
- 1部 優勝 松田町役場
準優勝 仲町屋A
- 2部 優勝 9区・湯の沢
準優勝 店屋場A
- 3部 優勝 店屋場B・神山

介護保険制度 Q&A ③

Q 介護保険料はどのように決められるのですか？市町村によって金額は違いますか？

A 第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、町内の高齢者の実態調査から必要となるサービスの全体量を把握し、そこからサービスを計算し、市町村ごとに条例で定めます。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満)は、それぞれ加入している医療保険ごとの算出方法により決まります。



Q 介護保険料の支払いはどのようにするのですか？

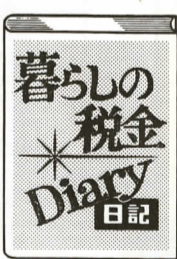
A 第1号被保険者で月額15000円以上の「老齢(基礎年金)」等を受けている方は、年金から天引きされます。それ以外の方は、個別に町へ支払うこととなります。

第2号被保険者は、加入している医療保険料(税)と一緒に払うこととなります。つまり、国民健康保険加入者は町へ、サラリーマンは企業の健康保険組合や社会保険庁へ納めていただくこととなります。

Q 介護保険ではどのようなサービスが受けられますか？

A 一定の範囲内で、デイサービス(日帰り介護)ショートステイ(短期入所介護)ホームヘルパー派遣などを状態や希望により組み合わせさせた「在宅介護サービス」と、特養ホームなどへの入所といった「施設介護サービス」を利用することが出来ます。

担当 町民福祉課 福祉班
☎83・1225



離婚に伴う財産の分与(夫婦財産の清算)として行われる贈与には、与える側はもちろん、もらう側にも税金はかかりません。しかし、その財産が現金や預金ではなく、不

不動産の分与では分与した側に税金がかかる

■譲渡益が出ると課税対象に
分与した不動産は時価で譲渡されたことになるので、その不動産を買った金額との差額は譲渡益として税金(所得税と住民税)がかかります。不動産を他に売り、その代金を財産分与に充てたことと同じ理屈だからです。なお、マイホームの分与(譲渡)の場合、その譲渡益から最高300万円が控除(居住用財産の譲渡所得の特別控除)ができますので、不動産で財産分与するならば、マイホームの方が税金面で有利というようになります。

ただし、正式の離婚前に財産分与したときは、まだ配偶者という特別な関係にある人に対する譲渡になり、この特別控除は受けられなくなるので注意が必要です。





カメラレポート

前夜の大雨と違って変って晴れあがった5月5日。若葉まつりの会場、寄自然休養村みやま運動広場には、地場産品の直売や、マスのつかみ取りを目当てに多くの来場者でにぎわいました。

春の全国交通安全運動期間中の5月15日、新松田駅から松田小学校入り口までのロマンス通りで、足柄青少年交通安全連絡協議会が主催し、県警音楽隊などによる、交通安全パレードが行われました。パレード終了後、音楽隊は松田小学校の校庭でドリル演奏し、交通安全を呼びかけました。



わが家の赤ちゃん



瀬戸虎太郎くん(中里)



松田学士くん(茶屋)

西平畑公園の催し

開園時間は午前9時から午後5時まで、今月の休園日は、21、28日です。

Table with 4 columns: 日, 曜, 催し物, 時間, 入場. Includes sections for ハーブ館工芸教室, ミニリース, 自然館, and 子どもの館.

編集後記

図書館で90年前の松田町の様子を調べてみました。明治42年、本町に初めて活動写真館「演芸館(後の「金時座」)」が完成し、老いも若きも娯楽の中心として足を運んだそうです。

水道修理当番表

Table with 3 columns: 日, 業者名, 電話. Lists maintenance schedules for various days.

相談

心配ごと 7日(月)・25日(金) 午前10時～12時 健康福祉センター 15日(火) 午前10時～12時 町民文化センター 人権・行政 15日(火) 午前10時～12時 町民文化センター 法律 1日(火) 午前9時30分～11時(受付) 町民文化センター

人口と世帯数

5月1日現在 ()内は前月比 人口 13,272人 (+18) 男 6,462人 (+18) 女 6,810人 () 世帯 4,438世帯(+21)

戸籍の窓

4月16日から5月15日まで受け付けた方

お誕生おめでとう

Table with 4 columns: 赤ちゃん, 保護者, 地区. Lists newborns and their parents.

お悔やみ申し上げます

Table with 4 columns: 氏名, 年齢, 地区. Lists deceased individuals.

今月の納税

町県民税 (1期) 国民健康保険税 (2期) 国民年金保険料 (6月) 税金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

保健(時間は受付)

すくすく育児相談 1日(火) 午前9時30分～10時30分 健康福祉センター 3歳児健康診査 2日(水) 午後0時50分～1時15分 健康福祉センター 3～4か月児健康診査 30日(水) 午後0時50分～1時15分 健康福祉センター おとな健康相談 3日(木)・24日(木) 午前9時30分～10時30分 健康福祉センター 住民検診 弥勒寺多目的集会施設 8日(火)午後0時30分～2時30分 健康福祉センター 9日(水)～11日(金) 14日(月)～18日(金) 午後0時30分～2時30分

ご協力をお願いします

事業所・企業統計調査 商業統計調査

7月1日現在で、全国いっせいに平成11年事業所・企業統計調査と商業統計調査が同時に行われます。事業所・企業統計調査は、全国の民営事業所を、また商業統計調査は、全国の卸・小売業事業所を漏れなく把握する調査で、国の最も基本的な統計調査のひとつです。

83・1222

町民文化センター大ホール催し物 5月15日現在 83・7021

Table with 5 columns: 日, 曜, 催し物, 開演, 入場料等, 主催者. Lists events at the town hall.

※催し物、入場券等については、直接主催者へお問い合わせください。 ※主催者の都合により内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。 ※駐車場が少ないので、お車のご来館はご遠慮ください。 ※今月の休館日は、7、14、21、28日です。

この広報紙は、環境保全と資源保護のため、古紙を利用したリサイクル用紙を使用しています。